

吉野川市本人通知制度事前登録申請書

記入例

吉野川市長 宛

※本人が申請する場合

吉野川市住民票の写し等の交付に係る本人通知制度に関する要綱第4条第1項の規定に基づき、次のとおり登録を申請します。

申請年月日： 令和 元 年 9 月 1 日

窓口に来られた方	フリガナ	ヨシノガワ タロウ		連絡先 (電話番号)	000-0000-0000	
	氏名	吉野川 太郎			※昼間に連絡がとれる電話番号を記入してください	
	生年月日	昭和 50 年 1 月 1 日			性別	男・女
	住所	(〒 770-8570) ※住所は住民票登録地を記入してください。 徳島県徳島市万代町1丁目1番地				

こちらにチェックしてください。

当てはまる区分にチェックしてください。

本人 未成年者の法定代理人 成年後見人 その他の代理人

登録を希望する方	<input checked="" type="checkbox"/> 窓口に来られた方と同じ						
	<input type="checkbox"/> 窓口に来られた方以外	フリガナ			連絡先 (電話番号)		
		氏名				※昼間に連絡がとれる電話番号を記入してください	
		生年月日	年 月 日			性別	男・女
住所	<input type="checkbox"/> 窓口に来られた方の住所と同じ ※住所は住民票登録地を記入してください。 (〒 -)						

通知を希望する証明書にをしてください。

通知対象証明書	<input checked="" type="checkbox"/> 住民票（除票を含む）の写し及び記載事項証明書	住所 <input type="checkbox"/> 現住所と同じ 吉野川市 鴨島町鴨島115番地1
	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍（除籍を含む）の附票の写し	本籍・筆頭者 吉野川市 鴨島町鴨島115番地1 筆頭者 (吉野川 太郎)
	<input checked="" type="checkbox"/> 戸籍（除籍を含む）の謄本・抄本及び記載事項証明書	本籍・筆頭者 吉野川市 鴨島町鴨島115番地1 筆頭者 (吉野川 太郎)

※婚姻・転籍等で本籍の異動があった場合は、吉野川市の本籍をすべて記入してください。
(例) 出生(吉野川市A町)→婚姻(B市)→転籍(吉野川市C町)の場合 A町とC町を記入してください。AとCが同じ本籍地の場合も筆頭者が異なる場合は記入してください。

裏面に記載の制度の説明及び注意事項をよく読んだうえで下記に署名してください。申請にあたり、本人であることを証する書類（運転免許証等）の提示又は提出が必要です。

必ず裏面の注意事項に同意の上、署名をしてください。

■裏面の説明及び注意事項を読み同意しました。

署名(本人又は代理人) **吉野川 太郎**

※以下の欄は記入しないでください。

本人確認	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人	受付	入力		
	1点 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 個人番号カード <input type="checkbox"/> 在留カード・特別永住者証 <input type="checkbox"/> その他 ()		住民票	戸籍	附票
権限確認	2点 <input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> 年金手帳 <input type="checkbox"/> その他 ()	処理日	/	/	/
	<input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> 戸籍謄抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()	担当	窓口・郵送		

※ 必ずお読みいただき、表面の同意欄に署名してください。

注 意 事 項

1 この制度は、住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的とし、証明書を第三者等に交付したときに、事前登録した者に対してその交付した事実を通知する制度です。

※ 第三者等からの住民票の写し等の請求があった場合に、交付を拒否したり、交付の可否をお問い合わせする制度ではありません。

2 対象となる証明書

- (1) 住民票の写し（除票、改製原を含む）
- (2) 住民票記載事項証明書（除票、改製原を含む）
- (3) 戸籍の附票の写し（除附票、改製原を含む）
- (4) 戸籍全部・一部事項証明[謄本・抄本]（除籍、改製原を含む）
- (5) 戸籍記載事項証明書（除籍、改製原を含む）

3 第三者等とは、本人以外の者です。ただし、次の請求者を除きます。

- (1) 住民票関係・・・同一の世帯に属する者
- (2) 戸籍関係・・・戸籍に記載のある者、その配偶者、その直系親族
- (3) 国又は地方公共団体の機関

4 事前登録者に係る証明書を第三者等に交付した場合に限り通知します。事前登録者と同一の世帯又は戸籍に属する者であっても事前登録をしていなければ、通知の対象とはなりません。また、自動交付機による交付も通知対象外となります。

5 通知する内容は、第三者等に証明書を交付した日、その種別及び通数並びに当該第三者等の区分（代理人、第三者）です。

※ 請求者の氏名や住所等の個人情報に記載されません。

※ 通知のあった交付請求について、吉野川市個人情報保護条例に基づき、開示請求を行うことができます。ただし、開示請求を行った場合でも原則として第三者等に関する個人情報については非開示となりますので、あらかじめご了承ください。

6 登録に必要な場合、住民票や戸籍等の内容を調査することがありますのでご了承ください。

7 住所、氏名等登録した内容に変更が生じた場合は、変更の届出が必要です。なお、以下の事由に該当した場合には登録を廃止しますのでご注意ください。

- (1) 死亡、国外転出、居所不明等により事前登録者の住民票が消除されたとき。
- (2) 郵送した通知文書が返戻されるなど、事前登録者の住所が明らかでなくなったとき。
- (3) 保存期間の経過その他の事由により、当該証明書を第三者等に交付することができなくなったとき。

き。